

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うよくある質問

## <NPO法人向けQ&A集>

(2020年5月15日時点)

このQ&A集は、広島県県民活動課及び広島市市民活動推進課（NPO法人所轄庁）が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、通常開催が困難となっている社員総会や理事会の開催についてや、事業報告書等の提出について、お問合せの多い項目についてまとめたものを、ひろしまNPOセンターから皆様にお届けしています。

※広島県のホームページでもご確認ください。

内容は随時更新される予定です。詳しくは、所轄庁へお問い合わせください。

▼（NPO法人のみなさまへ）新型コロナウイルスの影響に伴いよくある質問／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/npo/covit-19-npo-qa.html>

※広島市のホームページでもご確認ください。

内容は随時更新される予定です。詳しくは、所轄庁へお問い合わせください。

▼【お知らせ】新型コロナウイルスの影響に伴いよくある質問（NPO法人のみなさまへ）／広島市

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/npo-houjin/>

※上記ページのお知らせに掲載している「新型コロナウイルスの影響に伴いよくある質問（NPO法人のみなさまへ）」Wordファイルをご確認ください。

## 目次

1. 社員総会や理事会の開催について
2. 書面表決や表決委任の活用について（※みなし総会とは異なります。）
3. インターネット等を利用した会議の活用について
4. 「みなし総会」による決議の省略について
5. 事業報告書等の提出遅延について
6. 税の納付について
7. 各種経済支援等
8. 休業要請対象施設等について
9. 関連情報
10. Q&Aに関するお問合せ先
11. ひろしまNPOセンターからのお知らせ

※ご自身の法人の定款もあわせてご確認ください。

## 1. 社員総会や理事会の開催について

NPO法人は、毎年1回必ず社員総会を開催することが義務付けられているため、社員総会の開催を省略することはできません。【法第14条の2】

また、定款において理事会の議決事項に、「社員総会に付議すべき事項」と規定している法人は、社員総会の前に理事会での議決も必要です。

## 2. 書面表決や表決委任の活用について（※みなし総会とは異なります。）

○社員総会に出席しない社員は、書面又は代理人（委任）によって表決をすることができます。

また、定款で定めるところにより、書面による表決に代えて、電磁的方法（電子メール等）による表決することができます。【法第14条の7】

○「書面による表決」「電磁的方法による表決」「表決の委任」を、定款の社員総会と理事会（表決権等）の条項で定めていれば、この方法で表決した社員は、社員総会の《出席者》に含めることができます。ご自身の法人の定款をご確認ください。

○「書面による表決」「電磁的方法による表決」「代理人へ委任することによる表決」を含めた出席者数が定足数を満たせば、多数の社員が集まらなくても、社員総会の開催が可能です。

○ただし、これは特定の日時・場所等において社員総会が開催されることが前提となりますので、社員総会の招集を行う理事長等をはじめ、最低限の社員（議長と定款で定める議事録署名人に必要な人数（一般的には2名））の実際の参集が必要です。

※実際に参集して開催する場合には、感染防止対策に十分配慮してください

◇室内を換気し「密閉」された空間としないようにする

◇他者との距離を可能な限り2メートル空け、至近距離で「密集・密接」して会話する環境とならないようにする。

◇咳エチケットやこまめな手洗いを徹底する、マスクを着用する など

<注>議事録における出席者の記載方法

いずれの表決方法の場合も、議事録の出席者数には、内訳で表決方法別の人数を記載し、全体の出席者数に含めてください。

例：社員総数○名のうち出席者△名（うち書面表決者●名、表決委任者▲名）

## 3. インターネット等を利用した会議の活用について

社員が実際に集まらずとも、様々なIT・ネットワーク技術を活用することによって、実際の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。

※社員総会に関する事なので、定款へ規定することが望まれます。

必ずしも定款へ規定されていなくても、インターネット等を利用した会議を活用することはできません。詳しくは、所轄庁（広島県県民活動課、広島市市民活動推進課）へご相談ください。

オンライン会議システムにより会議を開催する場合、次のことに十分留意してください。

- 役員のみならず、社員も発言したいときには自由に発言できるようなマイクが準備されていること。
- その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報の伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていること。

また、議事録には、次のことが分かるように記載してください。

- ①オンライン会議システムによる開催であること。
- ②オンライン会議システムによる出席者数。

#### 4. 「みなし総会」による決議の省略について

社員総会を実際に開催しなくても、社員総会の決議や社員総会が終結したものとみなすことができます。

- 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。【法第14条の9】※みなし決議
- 社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。【法第14条の9】※みなし総会

ご自身の法人の定款を、よくご確認ください。

※定款へ規定されていなくても、「みなし総会」によることはできますが、社員総会に関することなので、定款へ規定することが望まれます。詳しくは、所轄庁（広島県県民活動課、広島市市民活動推進課）へご相談ください。

ただし、適用されるのは、次の場合に限られます。

- 「議案に対し、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」
- 「議案がすべて可決されたとき」

「社員全員から回答が得られない場合」や「反対の意思表示があった場合」には適用されませんので、ご注意ください。

みなし総会の議事録には、次の事項を内容として作成してください。

- ①社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容（議案）
- ②前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③社員総会の決議があったものとみなされた日

#### ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※法の趣旨に鑑みると、社員がNPO法人の業務に関して直接参画できる機会である社員総会については、自由な議論の場を確保するためにも、極力これを開催することが望ましいことから、**平時においてもみなし決議やみなし総会を推奨するという趣旨のものではありません。**

みなし決議やみなし総会については、**今回のように社員の参集が困難な状況にある場合や、緊急性がある場合などに利用可能な運用であることを**、ご承知おきください。

## 5. 事業報告書等の提出遅延について

事業報告書等【法第 29 条】や役員報酬規程等【法第 55 条】の提出が遅れそうな場合は、所轄庁（広島県県民活動課、広島市市民活動推進課）へ事前にご相談ください。

<参考>

▼新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A／内閣府NPOホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

## 6. 税の納付について

### (1) 国税

国税庁ホームページに、新型コロナウイルス感染症に関する対応等についてまとめられていますので、ご確認ください。

▼新型コロナウイルス感染症に関する対応等／国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

### (2) 県税

所管の県税事務所までお問い合わせください。また、次のページも参考にしてください。

▼新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった方へ／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/covid19-tax-extnsion.html>

▼新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県税手続きに関するお願い／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/15/covid19-tax-kenzeitetuduki.html>

### (3) 市町村税

事務所の所在する市町村までお問い合わせください。

## 7. 各種経済支援等

- ▼「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等における各種支援措置について／内閣府NPOホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/keizai-taisaku>

- ▼雇用調整助成金／厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

- ▼持続化給付金／経済産業省

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

- ▼中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

「よろず支援拠点」による無料経営相談 <https://yoroazu.smrj.go.jp/>

## 8. 休業要請対象施設等について

- ▼感染拡大防止協力支援金／広島県

緊急事態措置期間中（令和2年4月22日から5月6日まで）に、休業や営業時間短縮の要請等を受け、全面的に協力をいただいたNPO法人（収益事業を行っている場合のみ）は広島県感染拡大防止協力支援金の対象となります。

※確定申告書など収益事業を行っていることを示す書類の提出が必要となります。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support.html>

- ▼休業への協力要請の対象となる施設一覧／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/list.html>

## 9. 関連情報

広島県・広島市からのお願いやお知らせを中心に、各種情報・ホームページのリンク等を掲載しています。

- ▼（NPO法人のみなさまへ）新型コロナウイルス感染症対策について／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/npo/covit-19-npo.html>

- ▼新型コロナウイルス感染症まとめサイト／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

▼ボランティア・NPO／広島市

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/1/14/97/>

▼新型コロナウイルス感染症に関する情報／広島市

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/>

## 10. Q & Aに関するお問合せ先

所轄庁へのご相談やご質問は、当面の間、原則電話もしくはメールによりご連絡いただきますよう、ご協力をお願いします。

また、事業報告書等やそのほかの提出・届出書類、申請書類については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送での受け付けとさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いします。

※やむを得ず、ご来庁される場合には、事前にお電話で、【希望日時】【相談内容の概要】をお伝えいただき、必ずご予約のうえご来庁いただくようお願いします。

また、関係書類を事前に送付いただくなど、相談時間短縮にご協力ください。

### (1) 広島県県民活動課

TEL : 082-513-2721 (ダイヤルイン)

082-513-2724 (ダイヤルイン)

FAX : 082-227-2549 (ダイヤルイン)

メール : [kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp)

<郵送提出先>

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

(広島県庁) 県民活動課 NPO・地域安全グループ 宛

### (2) 広島市市民活動推進課

TEL : 082-504-2746 (ダイヤルイン)

FAX : 082-504-2066 (ダイヤルイン)

メール : [katsudo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:katsudo@city.hiroshima.lg.jp)

<郵送提出先>

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺 1-6-34

(広島市役所) 市民活動推進課 調整係 宛

## 11. ひろしまNPOセンターからのお知らせ

本Q&A集の掲載やひろしまNPOセンターからのお知らせ、全国のNPO支援センターと連携して発信している各種情報について、下記のリンク先をご参照ください。

▼ひろしまNPOセンターホームページ

<http://npoc.or.jp/>

▼ひろしまNPOセンターFacebook ページ

<https://www.facebook.com/hiroshima.npoc>

▼NPOのための新型コロナウイルス対応お役立ちサイト／C I S 「新型コロナウイルスNPO支援組織社会連帯」

<https://stopcovid19-for-npo.jp/>

**特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター**

T E L : 082-511-3180

F A X : 082-511-3179

メール : info@npoc.or.jp

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 3-1 幟会館 2 階